

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (m ²)
1	伊達郡桑折町字下釜 3-1	田	3,024
2	伊達郡桑折町大字伊達崎字岩ノ町 7-1	田	991
3	伊達郡桑折町大字伊達崎字岩ノ町 8-2	田	518
4	伊達郡桑折町大字上郡字坂下 4 3-2	田	1,144
5	伊達郡桑折町大字上郡字松木内 4 6-2	畑	709

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水稲栽培 及び桃栽培 で利用	令和 7 年 4 月 1 日	5 年	123,720 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町 8 番 2 号
(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社
理事長 芳見 茂

4 農地の所有者等の情報

石幡 與吉 (亡)

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福島地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。